

青森県報

第四千三百五十五号

平成二十九年
九月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

○証紙売りさばき人の住所の変更……………(会計管理課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……四

○右 同……………(同) ……七

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……九

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(上北地域) ……九

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(県民局) ……九

正 誤

○平成二十九年八月十四日定例公告中……………(商工政策課) ……九

告 示

青森県告示第六百七十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、

青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

三沢市栄町三丁目一四〇の七三四

熊野 千也

二 変更内容

1 変更前

三沢市緑町一丁目四の三

2 変更後

三沢市栄町三丁目一四〇の七三四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 日 |
|---------------------------------|----------------------------------|-------------|
| サンワドー下田店 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三三 | DCMサンワ下田店 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三三 | 平成 二七・七一 |

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | | | |
|-------------|--|------|--|--|
| 変 更 前 | 株式会社サンワド 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘 | 変更なし | DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形和夫 | 平成 三〇・七・一 (名称) 三 元・五・三 (代表者 の氏名) |
| 変 更 後 | 宮古和義 青森市浜田二丁目一〇の二〇 | 変更なし | | 年月日 |

三 届出年月日

平成二十九年七月二十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十九年九月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年一月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西バイパス店・ユニクロ青森三好店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | | |
|-------------|---|--|--------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴 | 株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴 | 平成 三〇・五・六 |
| 変 更 後 | ケイエル・リース&エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 湯川則之 | ケイエル・リース&エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 芳野秀俊 | 平成 二九・四・一 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | | |
|-------------|---|--|--------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜ファーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴 | 株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴 | 平成 二九・五・六 |
| 変 更 後 | | | 年月日 |

| | |
|--|------|
| 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七二七の一 代表取締役 柳井正 | 変更なし |
|--|------|

四 届出年月日

平成二十九年八月七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年九月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年一月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 日 |
|--|--|--------------|
| みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の一 代表取締役 中野武夫 | みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の一 代表取締役 飯盛徹夫 | 平成 二九・四・三 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 日 |
|---|-------|-------|
| 青森県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理 | 変更なし | |
| 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文 | 変更なし | |
| 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七二七の一 代表取締役 柳井正 | 変更なし | |
| 株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一一の 代表取締役 横内達治 | 変更なし | |
| 株式会社ワイエス 八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫 | 変更なし | |

| | | |
|---|--|--------------|
| 株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 上井健二 | 株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一 | 平成 二九・四・一 |
| 株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目二の 代表取締役 野口実 | 変更なし | |
| トリパン・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役 土居健人 | 変更なし | |
| 株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目一二の八 代表取締役 夏目俊紀 | 変更なし | |
| 株式会社ファイブ・ワン 青森市港町二丁目二六の二二 代表取締役 柏公市 | 変更なし | |
| 株式会社メゾン 青森市古川一丁目二〇の一 代表取締役 三上孝 | 合同会社神句楽 青森市奥野一丁目二の一八 代表社員 平野佳奈子 | 二六・八・八 |
| 株式会社ミルク 青森市青葉二丁目二の九 代表取締役 工藤成祥 | 変更なし | |
| 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 代表取締役 大原孝治 | 変更なし | |
| 株式会社ジーユー 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柚木治 | 変更なし | |
| 株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞 | 一 | 二六・四・一 |

四 届出年月日

平成二十九年八月七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年九月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年一月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によりつがる都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

- 一 開催の日時
平成二十九年十月二十三日 午後一時三十分から
- 二 開催の場所
松の館 二階視聴覚室 つがる市木造若緑五二
案件
- 三 案件
つがる都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
- 四 公述の申出等
 - 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

- 2 公聴会に出席して意見を述べることが申し出ることができる者は、つがる市の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限
平成二十九年十月十六日までに到着のこと。
 - 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
つがる市建設部建築住宅課 つがる市木造若緑六の一
 - 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

つがる都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路 1・5・1号 つがるの鯉ヶ沢線を次のように追加する。

| 種別 | 名称 | | 起 点 | 終 点 | 主 経 過 地 | 区 域 延 長 | 構 造 形 式 | 構 造 | | 備 考 |
|---------|-------|----------|-------------|-------------|-------------------------------------|----------|---------|-------|----|-----|
| | 番号 | 路線名 | | | | | | 車線の数 | 幅員 | |
| 自動車専用道路 | 1・5・1 | つがるの鯉ヶ沢線 | つがる市柏稲盛岡本 | つがる市木造越水長谷川 | つがる市柏稲盛岡本 木造下福原 木造越水 稲村長谷川 | 約12,620m | 2車線 | 13.5m | | |
| | | | つがる市柏稲盛岡本 | つがる市木造下福原花錦 | つがる市木造下福原花錦 | 約8,500m | 嵩上式 | 13.5m | | |
| | | | つがる市木造下福原花錦 | つがる市木造下福原花錦 | つがる市木造下福原花錦 | 約2,400m | 地表式 | 13.5m | | |
| | | | つがる市木造下福原花錦 | つがる市木造越水稲村 | つがる市木造越水稲村 | 約2,500m | 嵩上式 | 13.5m | | |
| | | | つがる市木造越水稲村 | つがる市木造越水長谷川 | | 約1,380m | 地表式 | | | |

なお、つがる市柏稲盛岡本に出口1箇所・入口1箇所（起点方向への出口、終点方向への入口）、つがる市森田町下相野野田に出口2箇所・入口2箇所（起終点方向への出入口）、つがる市木造越水長田に出口1箇所・入口1箇所（起点方向への出入口）、つがる市木造越水稲村に出口1箇所・入口1箇所（終点方向への出入口）を設ける。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

つがる市建設部建築住宅課

2 閲覧期間

平成二十九年十月二日から同月十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

つがる市都市計画道路路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住所氏名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により鱈ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
平成二十九年十月二十三日 午前十時三十分から
- 二 開催の場所
中央公民館 二階大会議室 西津軽郡鱈ヶ沢町大字本町二〇九の二
- 三 案件
鱈ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
 - 2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、鱈ヶ沢町の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限
平成二十九年十月十六日までに到着のこと。
 - 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
 - 5 公述人の選定
鱈ヶ沢町建設課 西津軽郡鱈ヶ沢町大字本町二〇九の二
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

鱈ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路 1・5・1号つがる鱈ヶ沢線を次のように追加する。
都市計画道路 3・4・1号鳴戸大和田線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | 延長 | 構造形式 | 構造 | | 備考 |
|---------|-------|---------|-------------------|-------------------|---------|------|-------------|-------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | | | 主 要 な 経 過 地 | 車線の数 | |
| 自動車専用道路 | 1・5・1 | つがる鱈ヶ沢線 | 鱈ヶ沢町大字北 浮田町字平野 | 鱈ヶ沢町大字舞 戸町字鳴戸 | 約3,660m | | 2車線 | 12.0m | |
| | | | 鱈ヶ沢町大字北 浮田町字平野 | 鱈ヶ沢町大字北 浮田町字新沢 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------|--|---------------|---------------|--|---------|-----|--|------------|--|---|
| 幹線街路 | 構造形式の内訳 | | | | | | | | | |
| | なお、鱈ヶ沢町大字南浮田町字早田に出口1箇所・入口1箇所（終点方向への出口、起点方向への入口）を設ける。 | | | | | | | | | |
| | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | | 約380m | 地表式 | | 12.0m | | IR五能線と立体交差3箇所 自動車専用道路1・5・平面交差 鱈ヶ沢街路と平面交差3箇所 |
| | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字兼草 | | 約420m | 掘削式 | | 12.0m | | |
| | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字新沢 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字兼草 | 鱈ヶ沢町大字北浮田町字早田 | | 約200m | 地表式 | | 12.0m | | |
| | 鱈ヶ沢町大字南浮田町字早田 | 鱈ヶ沢町大字南浮田町字早田 | 鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 | | 約1,400m | 嵩上式 | | 10.5～12.0m | | |
| | 鱈ヶ沢町大字南浮田町字早田 | 鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 | | | 約690m | 地表式 | | 12.0m | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

鱈ヶ沢町建設課

2 閲覧期間

平成二十九年十月二日から同月十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

鯉ヶ沢都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

④

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成二十九年九月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年九月二十八日から同年十月二十六日まで

三 縦覧の場所

横浜町役場

正

誤

| | |
|---|---------------|
| 平成29年8月24日 第四三三六号 | 発行年月日 発行番号 |
| 公告 | 区分 |
| 二 | ページ |
| 下 | 段 |
| 表中 | 行 |
| 株式会社ティールアンドティール 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 増田宗昭 | 誤 |
| 株式会社ティールアンドティール 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 谷地賢光 | 正 |

商 工 政 策 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭